

2025年 9 月 29 日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目12番6号
品川シーサイドキャナルタワー

協栄産業株式会社

取締役社長

平 澤 潤

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご厚情をたまわり、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

決 議 事 項

第 1 号議案 株式併合の件

本議案は、原案どおり承認可決され、2025年10月20日を効力発生日として、当社の普通株式558,958株を 1 株に併合することといたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決され、第 1 号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生に伴い定款の一部を変更することといたしました。変更の内容は次のとおりであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 6 条（単元株式数）、第 7 条（単元未満株式についての権利）及び第 8 条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は加賀電子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といいます。）のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数の定めの廃止

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年10月20日をもって、当社の普通株式558,958株を1株に併合すること及び単元未満の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

記

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び三菱電機のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年10月16日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である2025年10月17日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した当社株式に対する公開買付けにおける公開買付価格と同額である3,950円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の処分代金は、2025年12月下旬から2026年1月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年10月15日（水曜日）	（予定）	当社株式の最終売買日
2025年10月16日（木曜日）	（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年10月20日（月曜日）	（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年12月下旬から2026年1月下旬	（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始

株式併合に伴う端数株式相当分処分代金のお支払いについて

お支払い方法につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、お支払いする代金は、非上場株式に係る譲渡所得等の収入金額となります。個人の株主様におかれましては、2025年の譲渡所得として2026年2月から3月にご自身で確定申告を行う必要のある場合がございます。ただし、税金に関しましては様々なケースが想定されますので、お問い合わせ等につきましては、所轄の税務署または税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 端数株式相当分の処分代金のお支払いについて

ご登録の配当金の受け取り方法によって売却代金の受け取り方法が異なります。下表をご覧ください。なお、同封されます「交付金銭計算書」は、確定申告を行う際の添付資料として必要となる場合がありますので、必ずお手元に保管くださいますようお願い申し上げます。原則、再発行はいたしかねますので、紛失しないようご注意ください。

配当金の受取方法	口座振込	口座振込以外	
	指定の金融機関 口座に振込	【株式比例配分方式】 証券会社の指定口座に 振込	【配当金領収証方式】 ゆうちょ銀行又は郵便局 (銀行代理業者) にて受取
端数株式相当分の処分 代金の受取方法	同上	「交付金銭領収証での受け取り」(※) 払い渡し期間内にゆうちょ銀行又は郵便局(銀行代理業者)のお取り扱い窓口に「交付金銭領収証」を持参し、お受け取りください。	

※交付金額が5万円以上となる法人の株主様には、別途「払出証書」をお届けします。ゆうちょ銀行又は郵便局(銀行代理業者)のお取扱窓口にて、払渡し期間内にお受け取りください。

2. お問い合わせ

端数株式相当分の売却代金の交付に関するお問い合わせは下記へご連絡ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
利用時間 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00

以上